

コーポレートガバナンスにおける内部監査の機能と 成果に関する研究

梁, 最宇

<https://hdl.handle.net/2324/7363577>

出版情報 : Kyushu University, 2024, 博士 (経済学), 課程博士

バージョン :

権利関係 : Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (3)



氏 名 : 梁 晟宇

論 文 名 : コーポレートガバナンスにおける内部監査の機能と成果に関する研究

区 分 : 甲

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、コーポレートガバナンスにおける内部監査の多面的な機能を見出し、内部監査の成果へ影響要因を明らかにしたものである。本論文は今まで断片的に取り扱われていた内部監査関連の各テーマを、コーポレートガバナンスの枠組みの中で整理している。本論文は大きく3部構成となっている。第一部「コーポレートガバナンスにおける内部監査の位置づけ」(第2章～第3章)では、制度研究を通じ、ガバナンスと内部統制といった法的環境における内部監査の位置づけを明確にした。第二部「経営管理機能としての内部監査に関する検討」(第4章～第6章)では、事例研究を通じ、経営管理上の諸側面とそれに係る内部監査の役割について考察した。第三部「内部監査の成果に関する検討」(第7章～第9章)では、実証研究を通じ、内部監査の成果と関連影響要因を解明した。

第1章では、ガバナンスの概念体系をアカウンタビリティの連鎖構造と捉え、その中での内部監査の役割について検討した。国際組織である内部監査人協会 (IIA : The Institute of Internal Auditors) の3ラインモデルを背景に、企業組織の構造をアカウンタビリティ連鎖のスキームで検討し、内部監査には、監査上 (ガバナンス) のアカウンタビリティかつ内部統制上 (経営管理) のアカウンタビリティがあることを明らかにした。

第2章では、コーポレートガバナンスにおける内部監査の社会的要請を整理した。株主主権論及び利害関係者論の検討を踏まえ、外部監視の観点からアメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国、日本におけるガバナンスに関する考え方、関連法や各種コードなどの歴史的な経緯を概観した。なお、OECDのガバナンス関連報告に関する考え方を踏まえ、日本と韓国におけるコーポレートガバナンス報告書の開示事例を分析した。内部監査関連情報の日韓の開示内容を時系列で確認した結果、該当開示情報の量と質はコーポレートガバナンス・コードの要求レベルに直結していることが明らかになった。十分なアカウンタビリティの確保の観点から、内部監査の実態が分かる主要情報を記述し、企業間の比較可能性を高めることで、実質的なガバナンス向上に貢献できる。

第3章では、内部統制報告制度について、制度の比較研究を行っている。日米韓の内部統制フレームワークを分析した上で、日本と韓国の中核法令と実施基準の比較検討を行い、両国の初期結果が異なった原因が、Direct/Indirect Reporting 及び監査証明業務のレベルの組み合わせの相違にあることを明らかにした。特に日本の場合、内部監査が経営管理の側面で内部統制の向上に貢献しながらも、ガバナンスの側面で三様監査の連携を促進する中核的な機能を成していることが浮き彫りになった。なお、両国の制度を支える監査機能を総合的に考察し、実質的な監査機能間の連携推

進のためには、関連法的要件の新設が欠かせないことを明らかにした。

第4章では、コンプライアンス体制における内部監査の役割を見出し、富士ゼロックス株式会社の監査事例を確認した。広義のコンプライアンスの考え方に基づく実践的な取り組みと、子会社での粉飾決算に関する考察を行い、内部監査は経営者の目線と社会の目線両方から企業の法令遵守に貢献していることを明らかにした。

第5章では、主要機関が定義しているリスク及びリスク管理の内容を整理し、企業におけるリスク管理活動をIIAの3ラインモデルと関連づけて検討した。リスク管理体制における内部監査の役割を見出した上で、N社のリスク管理体制監査事例を検討した。なお、全社的リスク管理における内部監査のあるべき姿についても検討した。

第6章では、継続的モニタリングの概念を検討した上で、IIAの3ラインモデルと継続的モニタリング・継続的監査・継続的アシュアランスの関係について考察している。なお、ソフトバンク株式会社における継続的モニタリング関連の取り組みを確認し、諸概念が関連実務にどのように適用できるかに関する検討を行っている。ここから、継続的モニタリングの実現には、現場業務から独立している内部監査が、システム基盤の構築、部門間の連携を含む総合的アプローチに参与する必要があることが分かった。

第7章では、内部監査基準と内部監査の成果の関係、そして内部監査基準適合の調整効果について、量的研究を行っている。上場企業の内部監査部門に対しアンケート調査を行い、収集データの回帰分析を行った結果、内部監査基準の遵守度が高いほど、内部監査の成果（最高経営者・取締役（会）・監査役等からのフィードバック）が高くなることが明らかになった。なお、内部監査基準適合の表明には、内部監査の成果への調整効果があることが検証できた。

第8章では、第7章の検証結果を踏まえ、構造方程式モデリングを通じて、内部監査のコンピテンシーと監査専門性が、利害関係者の評価（企業内部の評価、企業外部の評価、内部監査人の自己評価）に影響を与える構造を解明した。コンピテンシーと監査専門性の両方が企業内部の評価に、影響を与えている。一方、監査専門性は自己評価に影響を及ぼしているが、コンピテンシーはそうではないこと、企業内部の評価が企業外部の評価と自己評価に各々影響を及ぼしていることが明らかになった。特に、企業内部の評価は、完全媒体の効果があることが判明した。

第9章では、内部監査人協会（IIA）が実施したCBOK 2015の回答データのうち日本の上場企業における内部監査の専門能力には何があるかを明らかにした。因子分析の結果、内部監査の体制、内部監査の実効性、組織内の協力関係が識別された。なお、内部監査の体制と内部監査の成熟度が内部監査基準の遵守に影響していることが検証できた。

第10章では、上記各章での学術的・実務的貢献をまとめ、次の通りの政策提言を行っている。第一に、コーポレートガバナンスを向上させる具体的な手段として、法的要件の中に、内部監査の実効性に直結する詳細内容の情報開示を義務化する。第二に、内部監査基準の遵守を促進する。第三に、Dual Reportingを推進する。第四に、企業不祥事発生時に調査組織において内部監査と監査役等をより活用する。第五に、日本の内部統制報告制度におけるIndirect Reportingの概念を拡大し、統合報告においても適用する。

以上